

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 名称	米子市シルバーワークプラザ
(2) 所在地	米子市錦町一丁目110番地
(3) 構造	鉄骨鉄造り 2階建て
(4) 敷地面積	1,368平方メートル
(5) 建築面積	611.5平方メートル
(6) 開館日	平成8年4月1日
(7) 主な施設内容	事務室、作業室、倉庫、多目的室、会議室、休憩室
(8) 施設の設置目的(総合計画との関連性等)	<p>プラザは、健康で働く能力や意欲のある高齢者の就業・研修・会議等の便宜を供与することにより、高齢者の能力活用及び社会参加を推進するため設置されている。</p> <p>市の「地域”つながる”福祉プラン(米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画)」では、高齢者が就労によって、地域社会において健康で活躍し続けることができる生涯現役社会の実現を目的に、高齢者の雇用・就業機会の開拓とマッチングを図るとしている。このため、プラザでは次に掲げる事項を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターの活用による高齢者の社会参加の促進
(9) 施設の現状	<p>高齢者の能力活用及び社会参加を推進するため、働く能力や意欲のある高齢者の就業・研修・会議等の便宜を組織的に提供し、シルバー人材センター事業の拠点として運用されている。</p>
(10) 施設の運営状況(令和6年度)の概要	<p>ア 利用許可件数 247件</p> <p>イ 利用者数 3,288人</p> <p>ウ 利用料金収入額 38,092円</p> <p>エ 管理運営費 848千円</p>

(申請 10)

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・利用料金制度は採用しない（収納事務を別に契約）

ウ 利用の促進

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、統括責任者として理事長1人を、これを補佐する者として事務局長1人を置く。

(4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ 米子市シルバーワークプラザ評価委員会の開催

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料の収入によって賄う。

(6) その他の条件

ア 指定管理者は、プラザの使用許可を受けている団体、その他関係団体と連携協力に努めること

イ 市は、災害の発生、その他特別の事情がある場合は、プラザの施設等を優先的に使用することがあること、この場合において、指定管理者はこれに協力しなければならないこと。